

平成 29 年 12 月 8 日

事務担当者様

「基準給与変更届」について

日本 IT ソフトウェア企業年金基金

【第 1 年金】

第 1 年金における「第 1 基準給与（基準給与 1）」は、毎年 4 月 1 日時点の厚生年金の標準報酬月額を当年 9 月まで、10 月 1 日時点の厚生年金の標準報酬月額を翌年 3 月まで適用することになっています。

4 月 1 日時点の第 1 年金の「基準給与 1」と 10 月 1 日時点の厚生年金の標準報酬月額が相違している場合、標準報酬月額に合わせて 10 月分からの「基準給与 1」を変更する必要があります。これが「基準給与変更届」です。

「10 月 1 日時点の厚生年金の標準報酬月額」とは、「10 月分（納付期限：11 月末日）の厚生年金保険料の基礎となる標準報酬月額」のことです。例えば、7 月に昇給（降給）があり、10 月改定の月額変更届を提出する方がいれば、基準給与変更届により「基準給与 1」を改定後の標準報酬月額に合わせる必要があります。

（例）算定基礎届による定時決定で厚生年金の標準報酬月額が 220 千円から 240 千円に変更になった場合のイメージ

	報酬月額	厚生年金の標準報酬月額	企業年金の基準給与 1
3 月	215,333 円	220 千円	220 千円
4 月	234,687 円	220 千円	220 千円
5 月	246,799 円	220 千円	220 千円
6 月	225,874 円	220 千円	220 千円
7 月	223,387 円	220 千円	220 千円
8 月	235,743 円	220 千円	220 千円
9 月	245,875 円	240 千円	220 千円
10 月	226,754 円	240 千円	240 千円
11 月	234,812 円	240 千円	240 千円

⇒

基準給与変更届

（裏面へ続く）

(表面より続く)

【第2年金】

第2年金の変額コースを採用している事業所における「第2基準給与(基準給与2)」についても、第1年金と同様、毎年4月1日時点の状況に基づく口数を当年9月まで、10月1日時点の状況に基づく口数を翌年3月まで適用することになっています。

10月1日までの間に口数の基礎となる状況(厚生年金の標準報酬月額、役職、基本給、勤続年数など)に異動があり、口数を変更するべき方がいる場合は、基準給与変更届のご提出が必要です。

定額コースを採用している事業所様は、届出の必要はありません。

(例) 標準報酬月額に連動するモデル

第1年金と同様、算定基礎届や5~10月を改定月とする月額変更届により「10月1日時点の厚生年金の標準報酬月額」に基づく口数が従前の口数と異なる場合は、届出が必要です。

【届出方法】

○用紙

「基準給与変更届」の用紙は、当基金ホームページの「用紙請求フォーム」からご請求いただくことができます。その際は記入例(当基金ホームページ「事業主・事務担当者のページ」内「届出の事務」に掲載)をご参照ください。

○データ

所定のレイアウトのとおりにご入力いただいたエクセルファイルによりご提出いただくこともできます。詳細は当基金ホームページのインフォメーション掲載の「適用関係届書のデータによる提出方法について」をご参照ください。

※変更がある方のみ変更後の基準給与をご記入・ご入力ください。健康保険・厚生年金の算定基礎届と異なり、**全員分をご提出いただく必要はありません。**

※「基準給与1~3」は、変更がある箇所のみ変更後の基準給与をご記入・ご入力ください。

※従前の基準給与については、当基金へ各届出提出時にお送りした「資格取得通知書」や「基準給与変更通知書」でご確認ください。ご不明な場合は、「基準給与変更届」のレイアウトに8月末時点の情報を入力したデータをご提供することができます。ご希望の事業所様は、当基金ホームページのインフォメーション掲載の「加入者関係資料の作成依頼について(基準給与変更届)」をご提出ください。

以上、ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

業務グループ 電話：03-5114-5517(代表)